

家庭環境票の活用について

近年、日本に在留する外国人は増加の一途をたどっており、それに伴い、学校に在籍する外国人児童生徒は年々増加しています。さらに、国際結婚家庭等を中心に、日本国籍ではあるが、日本語指導を必要とする児童生徒も増加しており、文部科学省が平成30年度に実施した「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査」においては、これらの児童生徒(外国籍・日本国籍含む)は5万人を超える状況となっています。

国においては、外国人児童生徒等一人一人に応じた日本語指導等の実施を実現するための「特別の教育課程」制度の導入(平成26年)、国籍等にかかわらず教育を受ける機会を確保することを基本理念に盛り込んだ「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」の制定(平成28年)、外国人児童生徒等の教育を担当する教員の安定的な確保を図るための義務標準法等の改正(平成29年)等を行うとともに、学習指導要領では、総則において、日本語の習得に困難のある児童生徒への指導が明記されています。外国人児童生徒等の抱える課題は、日本語での口頭コミュニケーション力や文化適応のみならず、学力向上や進路選択の問題等も含め多岐に渡るため、状況に応じた配慮が必要となっており、一人一人に対してきめ細かく対応するためには、児童生徒の就学状況、日本語能力や家庭環境等を把握し、本人・保護者の状況や意向を十分に確認することが大切です。

切れ目のない支援体制づくりに向けて、本人・保護者の同意のもと、「家庭環境票」を活用し、校種間で指導や支援に係る情報の確実な引継ぎを行ってください。

<学校生活について>

母国での生活経験や学習経験から、支援が必要な場面があります。面談等で丁寧に聞き取った内容や本人・保護者の状況を全教職員で共通理解し、学校としてその児童生徒の実態に即した支援を組織的・計画的に行いましょう。

学校における帰国・外国人児童生徒等への支援については、『令和2年度 鳥取県学校教育のめざすもの』に掲載しています。

◆p.231「14 帰国・外国人児童生徒等への支援」

<資料はこちら>

鳥取県教育委員会小中学校課 HP



日本の学校生活については、「学校生活ガイドブック(小・中学校編)」を活用してください。

※高等学校・特別支援学校でも活用できます。

◆10言語対応

日本語、英語、中国語(繁体字・簡体字)、フィリピン(タガログ語)、韓国・朝鮮語、スペイン語、ポルトガル語、タイ語、ロシア語、ベトナム語

<資料はこちら>

鳥取県教育委員会人権教育課HP



<外国人支援相談窓口>

事務所名	住所	電話番号	対応可能言語
鳥取県国際交流財団 本所	鳥取市扇町 21 (県民ふれあい会館3階)	0857-51-1165	英語 中国語 ベトナム語
鳥取県国際交流財団 倉吉事務所	倉吉市東巖城町 2 (鳥取県中部総合事務所別館)	0858-23-5931	英語 中国語 ベトナム語
鳥取県国際交流財団 米子事務所	米子市末広町 294 (米子コンベンションセンター4F)	0859-34-5931	英語 中国語 ベトナム語

＜家庭環境票の活用に係る留意点＞

支援や配慮が必要なことは一人一人違います。まずは、本人・保護者との対話を大切にしましょう。

①名前について

- ・名前は、在留カードやパスポート等に記載されているとおりに書くことが望ましいです。ただし、日本と違って「氏」がない名前や、大変長い名前もあるので、学校の事情（名簿や名札、ゴム印の名入れスペース等）も伝え、最もよい方法を本人・保護者と確認しましょう。
- ・名前は個人のアイデンティティの根源なので、呼び方等も確認しましょう。本名の表記と発音について確認した上で、学校生活における表記や呼称（本名又は通称名等）について本人・保護者と確認しましょう。
- ・名前は母国での発音に近い表記や呼称が望ましいのですが、その発音が日本語として聞こえたときにどうかといったところに配慮が必要な場合もあります。

②国籍

- ・同じ国でも、地域や民族によって文化や習慣・価値観、教育内容等が異なる場合があります。
- ・家族全員の国籍が異なる等、本人や家族の国籍やルーツ等が多様な場合があります。
- ・多重国籍の場合、ルーツのある国の文化や言語を自分のアイデンティティとして誇りに思う児童生徒もいれば、悩んだり苦しんだりする児童生徒もいます。

③言語(母語)

- ・一番話しやすい言語は何か、他にどんな言語が話せるか、家族と話すときの言語は何か等を確認しましょう。また、同じ国でも、地域や民族によって言語が異なる場合があります。
- ・授業等の中でその母語の要素を取り入れたり、家庭内において母語を積極的に使用すること等を保護者に説明したりして、母語の習得を意図的に促進させましょう。児童生徒が母語を使えない状況にあると、思考力の基礎が十分に育たなかったり、母語も日本語も年齢相応に使いこなせない状態になったりする可能性があります。その場合、日常会話には不自由がなくても、学習になるとついていけないという状況に陥り、自尊感情や学習意欲の低下、不登校、親子のコミュニケーション方法の喪失等、児童生徒の将来に大きな影響を及ぼしかねません。

④来日(帰国)年月日

- ・鳥取県立高等学校入学選抜においては、日本語指導が必要な海外帰国生徒・外国籍生徒等(帰国又は来日後の期間が原則3年以内)について、個々の生徒の事情に応じた配慮が行われます。また、配慮を行った学力検査や面接等の結果から、志願者の関心・意欲とともに、その高等学校で成業の見込みがあるかどうかを考慮し、他の志願者とは異なる基準で選抜されます。

⑤在留資格

- ・在留資格は「就労の制限の有無」で2種類に分かれているため、将来日本での就職を希望している児童生徒への説明が必要になります。説明の際は、本資料の「【参考】外国人の就労について」を参考にしてください。

⑥日本語の取得状況(児童生徒)

- ・子どもたちの言語能力を把握すると同時に、どのような学習支援が必要であるか、教科学習支援のあり方を検討するため「外国人児童生徒のためのJSL対話型アセスメント(DLA)」(文部科学省・H25)を参考にしてください。日本語の発達状況の技能別・観点別「JSL評価参照枠」が掲載されています。

⑦その他

- ・文化や宗教への理解が必要です。宗教上食べられないもの、お守り、アクセサリ等を確認しましょう。
- ・来日(編入学)前に保護者と離れて暮らしていた場合は、来日(編入学)前の家庭環境(誰とどこでどのように暮らしていたか)を必ず確認しましょう。
- ・保護者の来日目的(就労等)を確認しましょう。場合によっては、本人が日本に来ることを望んでいないことが考えられるため、心のケアが必要になります。
- ・性別欄について、性自認の多様な在り方に対応するため、[男・女]の選択ではなく記載は任意にしています。「何のために性別情報が必要なのか」という点を明示し、回答するかどうかも含め、本人の意思を確認しましょう。また、本人が答えた内容については、情報共有の範囲を確認し、アウティングにつながらないように配慮しましょう。

【参考】外国人の就労*について

<就労制限>

*：就労とは1週28時間以上働くことをいいます。

「留学」及び「家族滞在」の在留資格をもって在留する外国人の方がアルバイト等の就労活動を行う場合には、地方入国管理局で資格外活動の許可を受けることが必要です。

資格外活動の許可を得れば、「留学」の在留資格をもって在留する外国人の方については原則として1週28時間まで就労することが可能となります。[一部省略]

また、資格外活動の許可を得れば「家族滞在」の在留資格をもって在留する外国人の方についても、原則として1週28時間まで就労することが可能となります。

(出典)厚生労働省「外国人の方を雇い入れる際には、就労が認められるかどうかを確認してください。」

在留資格は「就労の制限の有無」で2種類に分かれています。就労に制限がないのは「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」の4つの在留資格です。この4つ以外の在留資格は「在留資格で許可された範囲に限り可能」または「就労不可」です。

出入国在留管理庁においては、父母等に同伴して日本に在留している外国人の方（「家族滞在」）が、高校等卒業後に日本で就労する場合、「定住者」又は「特定活動」への在留資格の変更を認めています。（下表参照）

ただし、在留資格の変更は条件が整えば必ず許可されるわけではなく、それぞれ個別に審査されることとなります。

本人・保護者に十分な説明と情報提供を行い、在留資格によって児童生徒が自分の希望進路をあきらめることがないように適切な指導を行ってください。

- ◆ 高校卒業後、大学・専門学校等へ進学してから就労を希望する場合は、専門的な知識や技術が必要となる就労先を見つけることで、在留資格を「技術・人文知識・国際業務」等の就労系資格に変更して働くことができます。
 - ・「家族滞在」では、日本学生支援機構の奨学金が受けられません。「定住者」等への変更が必要です。
 - ・外国人留学生向け奨学金の支給を受ける場合や留学生枠で進学する場合は、在留資格を「留学」に変更する必要があります。
- ◆ 高校卒業後、就労を希望する場合は、一定の要件(下表)を満たせば、在留資格を「家族滞在」から、「定住者」または「特定活動」へ変更して働くことができます。その他、高校卒業後、大学等に進学を考えているものの、費用が賄えないため、一定期間就労して学費を稼ごうとしている場合は、「特定活動」への変更が認められれば働くことができます。

<「定住者」又は「特定活動」への在留資格の変更のための主な要件>

定住者	特定活動
日本の義務教育(小学校及び中学校)を修了していること ※中学校には夜間中学校を含みます。	—
日本の高等学校等を卒業していること又は卒業見込みであること ※高等学校には定時制課程及び通信制課程を含みます。	日本の高等学校等を卒業していること又は卒業見込みであること ※ただし、高等学校等に編入している場合は、卒業に加えて、日本語能力試験N2程度の日本語能力を有していることが必要です。
—	扶養者が身元保証人として在留していること
入国後、引き続き「家族滞在」の在留資格をもって日本に在留していること ※「家族滞在」以外の在留資格で在留している方でも、「家族滞在」の在留資格該当性がある方も対象になります。	
入国時に18歳未満であること	
就労先が決定(内定)していること ※当該就労先において、資格外活動許可の範囲(1週につき28時間)を超えて就労すること	
住居地の届出等、公的義務を履行していること	

(出典) 出入国在留管理庁『「家族滞在」の在留資格をもって在留し、本邦で高等学校卒業後に本邦での就労を希望する方へ』

在留資格変更については、直接出入国在留管理局にお問い合わせください。

広島出入国在留管理局 TEL 082-221-4411 境港出張所 TEL 0859-47-3600